

## 【面会規定】

### (目的)

本規定は、入院・入所者の尊厳を保持し、療養生活の質を向上させるとともに、安全で円滑な医療・介護提供体制を確保することを目的とする。

### (基本方針)

面会は、入院・入所者の心身の安定および社会的つながりの維持に資する重要な機会として尊重する。

### (面会時間)

1. 面会時間は原則として、10:00～19:00 とする。
2. 病状説明、急変等、病院が必要と認める場合は、この限りではない。

### (面会場所)

1. 面会は、原則として病室又は、指定された場所で行う。
2. 感染症流行時や安全管理上の理由により、面会場所を限定することがある。

### (面会者)

1. 面会者は、家族・親族とする。
2. 本人の希望がある場合、その他の関係者の面会を認めることがある。
3. 以下に該当する者の面会は制限する。
  - ・体調不良や発熱などの症状がある方の面会
  - ・15歳以下のお子さんの面会

### (面会時の遵守事項)

1. 窓口で、面会表にある必要事項を記入し受付を行い、渡された入棟カードを携帯すること。
2. 面会終了後は、窓口に入棟カードを返却すること。
3. 面会表を、スタッフステーションに設置している【面会表の箱】に入れること。
4. 面会は、短時間かつ少人数でおこなうこと。
5. 面会者は、施設が定める手指衛生・マスク着用等の感染対策を遵守すること。
6. 面会時には、患者・利用者にもマスクの装着をおこなうこと。
7. 院内での飲食は控えること。
8. 他の患者に迷惑を及ぼさないように努めること。

### (面会制限の判断および周知)

1. 感染症の流行状況に基づき、病院長が病院管理上、安全確保または診療への支障を回避するために必要と判断した場合は、面会の実施を制限することができる。
2. 制限内容・理由・期間は、院内掲示またはホームページ等で周知し、状況が改善した場合は速やかに制限を緩和する。
3. 次のような場合には、患者及び他の患者の安全確保の観点から、以下のように面会方法の制限をすることがある。
  - ・感染症が地域で蔓延しており、病院内で感染拡大が見込まれる場合  
月～金曜日 14:00～16:00 土曜日 10:00～11:00(日祝は除く)  
面会は患者・利用者のご家族のみ  
ご家族2名まで15分以内
  - ・病棟で感染症が蔓延している場合  
該当病室または、該当病棟、フロアにおいて面会禁止

### 附則

本規定は、令和8年6月1日より施行する。必要に応じて改訂を行う。

令和8年6月22日改訂